

出雲市社会福祉協議会福祉団体等活動助成金

申請から報告までの流れ

時 期	内 容	
4 月	<p>本会ホームページと「社協だよりいずも」に助成金の募集記事が掲載される</p>	
5 月末日必着	申請書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初めて申請される団体や、前年度申請していた団体で申請内容が大幅に変わる場合は申請書作成前にご相談ください。 ・ 初めて申請される場合は団体の概要が分かるもの（規約、会則、広報誌等）もあわせて提出してください。
6 月	審査	
7 月上旬	助成の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請団体に結果の通知を送付します。 ・ 送付審査の結果により、減額、条件付き採択、不採択となる場合があります。
締切日までに	請求書の提出	<p>【採択された全団体】 請求書を提出する。 （決定通知書と一緒に送付します。請求書の提出がないと振り込むことができませんので締切までに必ず提出してください。）</p> <p>【初めて助成を受ける団体・前年度から口座の変更がある団体】 申請書の提出にあわせて「口座振替依頼書」と通帳表紙裏コピー（カナ・口座番号）を提出</p>
8 月下旬頃	本会から指定口座へ助成金振込	
助成年度の 4 月 1 日～ 3 月 3 1 日まで	助成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請された事業に対して助成の決定をしていますので、他の事業に助成金を充てることはできません。 ・ やむを得ない事情により申請どおりの実施が難しい場合はご相談ください。 ・ 事業が実施できない場合や実施した結果残金が生じる場合は返金となります。（次年度に持ち越すことはできません。）
(随時)	返金がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返金が生じることが分かった段階で速やかに（2月中旬を目途に）ご連絡ください。 ・ 返金は3月末までに事前連絡をしてから本会へ持参または振り込みをしてください。（振り込みの場合は、振込手数料は申請団体の負担となります。） ・ 返金がある団体は返金にあわせて報告書の提出をお願いします。
4 月末日必着	実績報告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書と助成を受けて実施した活動の様子写真を添付してください。 ・ 成果物があれば添付してください。 ・ 条件付き採択で領収書の添付が必要な団体は報告書にあわせて領収書を添付してください。

【問合せ先】

出雲市社会福祉協議会 地域福祉課

電話：23-3781 FAX：20-7733